

第10回 鹿児島県公文書管理委員会 議事録

1 日 時

令和7年2月21日（金）午前10時～午前10時40分

2 場 所

鹿児島県庁 行政庁舎6階 大会議室

3 出席した委員

米田委員長，黒沢委員（Web），桑畑委員，寺尾委員（Web），中島委員（Web）

4 会議に付した事案

- (1) 令和6年度廃棄予定公文書について
- (2) 鹿児島県の公文書館に求められる機能等について

5 議事の概要

- (1) 令和6年度廃棄予定公文書について

公文書管理条例に基づく委員会への意見聴取として，令和6年度廃棄予定公文書について概要等を事務局が説明し，以下の質疑応答があった。

廃棄予定公文書について，今回意見聴取のあった文書は歴史公文書に該当せず，廃棄は適当であるとして，委員会の意見を取りまとめた。

○ 寺尾委員

事前に問い合わせしていたが，2点ほど確認させていただきたい。

1点目が使用料の見直しに関する文書の保存期間の根拠について確認したい。

使用料変更の経緯については，別の文書で確認することが可能であるのかどうかも踏まえて，確認させていただきたい。

2点目は，埋蔵文化財の発掘調査に係る文書で，公文書ファイルの概要が，廃棄が妥当であるかどうかを判断するための情報としてやや不足しているように感じたので，補足をお願いしたい。

発掘調査に関する記録は重要な資料になるかと思うが，1点目と同じく，廃棄後に，他の文書で内容確認することができるのかどうかも確認したい。

⇒（事務局）

1点目の使用料の関係のファイルについて，保存期間の設定については公文書管理規程制定前に，施行されていた文書規程に基づいて，保存期間が設定されているものである。

所属へ確認したところ，当初設定したときには10年で保存していたが，保存期間の延長を行い，今の保存期間となったとのことであった。

また，公文書の内容については，他課が発出した文書を関係機関に対して通知した文書を保存しているものと毎年度実施している使用料の見直し検討に関する文書が保存されている。

毎年度，使用料改定の見直し検討を行っており，改定履歴を毎年度作成しているため，変更の経緯の確認は可能である。

2点目の埋蔵文化財発掘調査とその関係の公文書については，教育委員会が実施主体となっている調査である。

今回、廃棄の報告があったのは知事部局からであるが、埋蔵文化財調査については、埋蔵文化財の包蔵地において土木工事を実施するときは、文化財保護法の適用を受けるため、事前に文化財調査を実施する必要がある、事業を実施するにあたって、事前に教育委員会が実施した調査結果等の報告が綴じられている文書である。

また、埋蔵文化財調査の概要報告書については、教育委員会から送付された各遺跡の発掘調査の概要報告書を関係課で保存しているファイルである。

埋蔵文化財の発掘調査や関連する記録については、報告書として、教育委員会ですべてまとめられ、公表されているため、事務局としても、該当文書の廃棄は妥当であるとの判断である。

(2) 鹿児島県の公文書館に求められる機能等について

公文書館に求められる機能等について、第9回委員会での意見を踏まえた修正箇所を事務局から説明し、以下の質疑応答があった。

○ 米田委員長

付け加えたい文言があるので提案させていただきたい。

前回の委員会で修正の意見があり、修正していただいた部分だが、「既存施設の活用を優先した」と、唐突に出てくるように感じるため、「県においては」の後に、「公文書館の機能を早期に実現する上で」といった文言を追加することで、この公文書館を早く作りましょうといった姿勢を委員会として示したいところである。

その上で既存施設の活用を優先した設置場所や専門職員の確保、育成の様々な検討が必要であるといった表現にすることで、より公文書館の設置に向け積極的な表現にしたいと思っている。

○ 桑畑委員

委員会の中で、認証アーキビストやアーキビストといった意見もあったが、とりまとめの中では専門職員といった表現になっている。

認証アーキビスト或いはアーキビストといった文言を入れるべきか、或いは専門職員といったまとめた表現とすべきか、判断がつかないところである。

⇒ (中島委員)

公文書館法に「専門職員」という用語があるため、基本の用語として使用されるのが「専門職員」であると言える。

その上で認証アーキビストといった表現は、「認証アーキビスト等」、「認証アーキビストの活用」のような例示として出てくる位置付けであり、類型として専門職員の中に含まれるものだと思われる。

⇒ (米田委員長)

近時においては、認証アーキビスト等の資格等が設けられているので、そのようなことも踏まえ、専門職員に関する意見の中に加える形で修正することとしたい。

○ 寺尾委員

これまで委員会で発言したことを、丁寧にまとめていただいて、大変感謝して

いる。

「今後の検討にあたって」の部分について、この委員会でも県民への周知を図る活動及び多様な情報を収集する仕組みに関する意見が出ていたので少し書き加えてもよいと考える。

特に後発となった公文書館の設置にあたっては、昨今の公文書館が抱えている課題を理解すると同時に、鹿児島県特有の課題にどう向き合っていくかといった2つの面を考えていく必要がある。それと同時に、令和のこの時代に設立される公文書館である以上、デジタル問題や災害への対策の問題といった非常に旬な話題への取り組みといった面においては、他都道府県の模範となる仕組みづくりが必要であると思う。

そのような内容が全体的に記載されているが、例えば、設立までの間の段階的な情報発信方法として基調講演とパネルディスカッションを合わせたシンポジウムの開催や、既存の施設を活用して公文書館・特定歴史公文書の利用を周知するパネル展示、或いは職員向けの研修等を、来年度以降は積極的に考えていく必要があると思う。

情報収集・情報発信に関する活動を行いながら、公文書館の設置に向けて、段階を踏んでいくことも、委員会共有の意見としてあったので、盛り込んでいただきたい。

⇒（事務局）

「今後の検討にあたって」の部分で、公文書に関する検討については記載しているが、それ以外の周知・広報や研修といった啓発等のソフト面的な部分について、公文書館の設置に向けて県民の利用や、公文書館、歴史公文書に関する理解を深めていくような取組を、来年度から少しずつでも進めて欲しいといった内容を整理した上で追記したいと思う。

⇒（米田委員長）

委員会で検討してきた意見の中で、「今後の検討にあたって」の部分での表現が薄いと思われるところがあるので、表現の追加を事務局と委員長で調整した上で、まとめさせていただきたい。

6 その他

来年度の開催は、令和7年4月以降に日程調整。